

労務対策セミナー

「働き方改革関連法にまつわる Q & A」

主催：草津商工会議所
労務対策委員会

「年次有給休暇の年5日完全取得の義務化」など、働き方改革関連法が導入されていますが、対応に苦慮されている経営者の方も多ようです。特に、中小企業においては4月に施行される「同一賃金同一労働への対応」は、手つかずの事業所もあるのではないのでしょうか？

今回の労務対策委員会では、社会保険労務士の糴谷様をお迎えし、下記の通り法令面や実務面で企業として留意すべき点などについて、コロナ禍における注意点も踏まえ、Q&A方式で事例を交えてわかりやすく解説していただきます。

日時	令和3年3月25日(木) 14:00～15:30
会場	草津商工会議所 1階 コミュニティーホール
講師	糴谷社会保険労務士事務所 社会保険労務士 糴谷 博和 氏
内容	・働き方改革の中で、就業規則を変更する必要がありますか？ ・従業員が年次有給休暇を5日取得しない場合、会社の責任はありますか？ ・同一労働同一賃金への対応のポイントは？ など
参加料	無料
定員	30名(1事業所から複数名の申し込みも可能です)
対象	当所会員で経営者・経営幹部の方、会社で労務担当されている方などどなたでもご参加いただけます。皆様のご参加お待ちしております。

3月25日 草津商工会議所 労務対策セミナー 参加申込書

草津商工会議所(総務課)行 FAX:077-569-5692

事業所名	
所在地	〒 TEL FAX
参加者氏名	

* ご記入いただいた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用する他、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用する事があります。